

利用調整採点表(R8)

調整点数表

区分	類型		保護者状況	点 数	該当		
福祉的配慮	A	ひとり親世帯	児童が母または父のみに養育されている場合	2			
	B	障害児	入園を希望する子どもが障害を有する場合	1			
	C	失業	生計中心者が入園希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2			
	D	生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている世帯であり、就労による経済的自立が見込まれる場合	1			
	E	社会的養護	児童虐待又はその恐れがある場合	5			
教育環境的配慮			DⅤにより保育を行うことが困難であると認められる場合	2			
			その他社会的養護が必要と認められる場合(里親家庭等で養育されている場合を含む。)	1			
F	継続児童	現在入園している施設に継続して入園を希望する場合	7				
地域型保育事業利用終了児	G	兄弟姉妹の入所	兄弟姉妹が同一の施設の利用を希望する場合	2			
	H	地域型保育事業利用終了児	地域型保育事業等を利用しており、年齢到達により保育所等の利用を希望する場合	2			
	I	同居の祖父母	基本点数表の区分1~5、7~10に該当しない6~5歳未満の同居の祖父母がいる場合	各-2			
その他	J	育児休業者①	育児休業から復帰する場合において、共に未就園の兄弟姉妹が同時に同一の保育所等の利用を希望する場合(育児休業者②と重複して加算しない)	2			
		育児休業者②	育児休業から復帰する場合において、育児休業に係る児童が、在園中の兄又は姉と同じ施設を利用することを希望する場合(育児休業者①と重複して加算しない)	4			
		育児休業者③	育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることを了承している場合	基本点数を含め、合計点数1点			
	K	保育士等	保育士等として、市内の保育所等に勤務している場合(就労予定の場合を含む。)	各6			
			上記以外で、市内の保育所等に勤務している場合(就労予定の場合を含む。)	各3			
	L	閉園施設利用児	年度末に閉園が決定している本市の保育所等の利用者が、やむなく別の保育所等の利用申込をする場合	12			

特記事項	
------	--

- ※ 複数の区分に該当する場合は、該当するもの全てを合算したものを加算する。
- ※ 分区Eについては、別表第1基本点数表で区分8に該当する場合は適用しない。
- ※ 分区Eの「里親家庭等」とは、「里親家庭」または「小規模住居型児童養育事業を行う者(ファミリーホーム)」を指す。
- ※ 分区Kの保護者状況の項中「保育士等」とは、幼稚園教諭及び保育士をいう。

同一点数時の順位表

順位	状況
1	継続児童の世帯
2	兄弟姉妹が同一施設を利用し又は内定を受けている世帯
3	希望順位が高い世帯
4	希望する保育所等と同じ中学校区に居住している世帯
5	基本点数が高い世帯
6	調整点数表の類型K(保育士等)を適用された世帯
7	保育園等の待機(保留)期間が長い世帯
8	保育料の滞納がない世帯
9	利用者負担額を決定するための住民税額が少ない世帯(同額の場合は、総所得金額等の低い世帯を優先する。)